

別表第1(第4条関係)

1. 現行の訪問介護(旧介護予防訪問介護)相当サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位
イ 訪問型 サービス費 (I)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)  1,168 単位		1,168
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	1,051
	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)  38 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	38
			27
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	34
ロ 訪問型 サービス費 (II)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)  2,335 単位		2,335
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	2,102
	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)  77 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77
			54
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	69
ハ 訪問型 サービス費 (III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  3,704 単位		3,704
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	3,334
	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  122 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	122
			85
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	110
ニ 訪問型 サービス費 (IV)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)  266 単位		266
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186
	※週1回利用で3回以下の利用となった場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	239
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	167
ホ 訪問型 サービス費 (V)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)  270 単位		270
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189
	※週2回利用で7回以下の利用となった場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	243
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	170
ヘ 訪問型 サービス費 (VI)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  285 単位		285
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200
	※週2回を超える利用で11回以下の利用となった場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	257
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	180
ト 訪問型 サービス費 (短時間 サービス)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)  165 単位		165
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116
	※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	149
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	104
特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
		所定単位数の 15% 加算	1日につき
		所定単位数の 15% 加算	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
		所定単位数の 10% 加算	1日につき
		所定単位数の 10% 加算	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
		所定単位数の 5% 加算	1日につき
		所定単位数の 5% 加算	1回につき
チ 初回加算		200 単位加算	200
リ 生活機能向上連携加算		100 単位加算	100
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算	
	(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算	
	(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

2. 緩和した基準による訪問型サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位
イ 訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)  934 単位		934
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	654
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	841
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	589
	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)  30 単位		30
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	22
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	27
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	19
ロ 訪問型 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)  1,868 単位		1,868
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,308
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	1,682
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,178
	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)  62 単位		62
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	43
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	55
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	39
ハ 訪問型 サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  2,963 単位		2,963
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,074
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	2,667
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,867
	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  98 単位		98
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	68
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	88
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	62
ニ 訪問型 サービス費 (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)  213 単位  ※週1回利用で3回以下の利用となった場合		213
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	149
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	191
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	134
ホ 訪問型 サービス費 (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)  216 単位  ※週2回利用で7回以下の利用となった場合		216
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	151
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	194
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	136
ヘ 訪問型 サービス費 (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)  228 単位  ※週2回を超える利用で11回以下の利用となった場合		228
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	160
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	206
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	144
ト 訪問型 サービス費 (短時間 サービス)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)  132 単位  ※1月につき22回まで		132
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	93
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	119
		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	83
特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
		所定単位数の 15% 加算	1日につき
		所定単位数の 15% 加算	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
		所定単位数の 10% 加算	1日につき
		所定単位数の 10% 加算	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
		所定単位数の 5% 加算	1日につき
		所定単位数の 5% 加算	1回につき
チ 初回加算		200 単位加算	200
リ 生活機能向上連携加算		100 単位加算	100
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

### 3. 生活援助型訪問サービス費

算定項目			合成 単位数	算定 単位	
イ 訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで	150単位	1回につき	
ロ 訪問型 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで	150単位		
ハ 訪問型 サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで	150単位		
ニ 訪問型 サービス費 (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 2(20分以上30分未満)	※1月につき22回まで	100単位		
初回加算			200単位 加算	200	1月につき

4. 現行の通所介護(旧介護予防通所介護)相当サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位
イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1・支援2	1,647 単位	1,647 1月につき
		54 単位	54 1日につき
	事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377 1月につき
		111 単位	111 1日につき
	事業対象者・要支援1・支援2 ※週1回利用で3回以下の利用となった場合	378 単位	378 1回につき
	事業対象者・要支援2 ※週2回利用で7回以下の利用となった場合	389 単位	389 1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
		所定単位数の 5% 加算	1日につき
		所定単位数の 5% 加算	1回につき
若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1・要支援2	376 単位減算	-376
	事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752
ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100
ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225
ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150
ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算
		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算
		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算
ト 事業所評価加算		120 単位加算	120 1月につき
チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1・要支援2	72 単位加算
		事業対象者・要支援2	144 単位加算
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2	48 単位加算
		事業対象者・要支援2	96 単位加算
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1・要支援2	24 単位加算
		事業対象者・要支援2	48 単位加算
リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1001 加算	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

5. 緩和した基準による通所型サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位
イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1・支援2	1,482 単位	1,482
		49 単位	49
	事業対象者・要支援2	3,039 単位	3,039
		100 単位	100
	事業対象者・要支援1・支援2 ※週1回利用で3回以下の利用となった場合	340 単位	340
	事業対象者・要支援2 ※週2回利用で7回以下の利用となった場合	350 単位	350
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
		所定単位数の 5% 加算	1日につき
		所定単位数の 5% 加算	1回につき
若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1・要支援2	338 単位減算	-338
	事業対象者・要支援2	677 単位減算	-677
ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100
ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225
ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150
ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算
		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算
		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算
	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算
ト 事業所評価加算		120 単位加算	120
チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1・要支援2	72 単位加算
		事業対象者・要支援2	144 単位加算
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2	48 単位加算
		事業対象者・要支援2	96 単位加算
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1・要支援2	24 単位加算
		事業対象者・要支援2	48 単位加算
リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1001 加算
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算

1月につき

注1 イ 通所型サービス費について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 イ 通所型サービス費について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。